

さいたま市水道局工事成績評定審査委員会設置要領

平成29年8月23日設定

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市水道局工事成績評定結果通知公表要領（平成15年4月1日設定）第4条第4項の規定に基づき、さいたま市水道局工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 受注者から成績評定について説明請求があったときの回答内容
- (2) 評定の修正の必要の有無
- (3) 評定の修正を行う場合は、修正した結果

(委員会の構成)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、水道局長をもって充て、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 業務部長
- (2) 給水部長
- (3) 業務部副理事
- (4) 給水部副理事
- (5) 業務部次長
- (6) 給水部次長

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 審査委員会の開催に当たり、必要に応じて監督員、総括監督員及び水道工事検査員（さいたま市水道局工事特命検査要綱（平成18年4月1日設定）第2条第1項に規定する工事については、指定検査員）の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、業務部管財課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、審査委員会が定める。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。